



鳥取県公報

平成17年12月26日(月)
号外第203号

毎週火・金曜日発行

目 次

条 例	特別職の職員の給与に関する条例及び特別職の職員の旅費等に関する条例の一部を改正する条例 (97) (職員課)	3
	鳥取県税条例の一部を改正する条例 (98) (税務課)	5
	鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例 (99) (市町村振興課)	6

———公布された条例のあらまし———

特別職の職員の給与に関する条例及び特別職の職員の旅費等に関する条例の一部改正について

1 条例の改正理由

鳥取県人権侵害救済推進及び手続に関する条例が施行されることにかんがみ、人権侵害救済推進委員会(以下「委員会」という。)の委員の給与及び旅費の額を定めようとするものである。

2 条例の概要

(1) 委員会の委員の給与は、次のとおりとする。

月額報酬

ア 委員長 月額219,000円

イ 委員 月額180,000円

日額報酬加算

ア 対象業務	鳥取県人権侵害救済推進及び手続に関する条例に規定する相談、調査又は救済措置
イ 対象者	委員会からアの業務を命ぜられた者
ウ 支給額	1日につき 10,200円

(2) 委員会の委員の旅費は、次に掲げる額とする。

日当 1日につき 2,600円

宿泊料

ア 甲地方(東京都特別区等) 1夜につき 13,100円

イ 乙地方(甲地方以外の地域) 1夜につき 11,800円

食卓料 1夜につき 2,600円

(3) 施行期日等

施行期日は、平成18年4月1日とする。

鳥取県知事等及び職員の給与の特例に関する条例の一部改正

平成20年3月31日までの間における委員会の委員の給与の額は、(1)にかかわらず、(1)の額から当該額に100分の5を乗じて得た額を減じた額とする。

鳥取県税条例の一部改正について

1 条例の改正理由

- (1) 産業廃棄物処理施設の設置の促進及び産業廃棄物の発生抑制、再生その他適正な処理に関する施策に要する費用に充てるため、平成18年3月31日までに行われる産業廃棄物の最終処分場への搬入について、産業廃棄物処分場税を課している。
- (2) 産業廃棄物処分場税の目的、必要性等にかんがみ、(1)の適用期間を延長する。

2 条例の概要

- (1) 産業廃棄物処分場税の適用期間を、平成20年3月31日までとする。
- (2) 施行期日等
施行期日は、規則で定める日とする。
所要の経過措置は、規則で定める。

鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正について

1 条例の改正理由

- (1) 介護保険法の一部が改正され、介護予防サービスの創設により、介護予防サービス事業者の指定等の事務が新たに知事の権限に属する事務とされた。
- (2) 現在、居宅サービス事業者の指定等の事務は南部箕蚊屋広域連合が処理することとしていることにかんがみ、介護サービスの提供に係る事務処理の円滑化を図るため、(1)の事務は当該広域連合が処理することとする。

2 条例の概要

- (1) 次の表の左欄に掲げる者に対する右欄に掲げる事務は、南部箕蚊屋広域連合が新たに処理することとする。

事 業 者	事 務
居宅サービス事業者	ア 指定 (の事業者に限る。イ、エ及びオにおいて同じ。)
居宅介護支援事業者	イ 指定した旨の公示
介護予防サービス事業者	ウ 指定の更新
	エ 事業所の名称等の変更及び事業の廃止等の届出の受理
	オ 報告等の命令及び立入検査
	カ から までの事業者に対する勧告
	キ カの勧告に従わない旨の公表
	ク カの勧告に係る措置をとるべきことの命令
	ケ クの命令をした旨の公示
	コ から までの事業者が適正な運営をしていないときの町村からの通知の受理
	サ 指定の取消し及び効力の停止 (及び の事業者は、効力の停止のみ)

- (2) その他所要の規定の整備を行う。
- (3) 施行期日は、公布の日とする。ただし、(1)の表の事務の欄のウからサまでは、平成18年4月1日から施行する。

条 例

特別職の職員の給与に関する条例及び特別職の職員の旅費等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成17年12月26日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県条例第97号

特別職の職員の給与に関する条例及び特別職の職員の旅費等に関する条例の一部を改正する条例

(特別職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 特別職の職員の給与に関する条例(昭和27年鳥取県条例第57号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改 正 後				改 正 前	
別表(第1条、第2条、第3条、第4条関係)				別表(第1条、第2条、第3条、第4条関係)	
区 分		報酬又は給料の額		区 分	報酬又は給料の額
略				略	
附属機関(鳥取県人権侵害救済推進委員会及び鳥取県男女共同参画推進員を除く。)の委員その他の構成員		1日につき 10,200円以内		附属機関(鳥取県男女共同参画推進員を除く。)の委員その他の構成員	1日につき 10,200円以内
鳥取県人権侵害救済推進委員会の委員	委員長	月額 219,000円	ただし、鳥取県人権侵害救済推進及び手続に関する条例(平成17年鳥取県条例第94号)第16条第1項若しくは第18条第1項から第3項までに規定する相談若しくは調査を行い、又は同条例第21条各号に掲げる措置を講		
	委員	月額 180,000円			

			じることを鳥取県人権侵害救済推進委員会から命ぜられた者にあつては、当該月額に当該相談若しくは調査を行い、又は当該措置を講じた日1日につき10,200円を加算した額		
略			略		

(特別職の職員の旅費等に関する条例の一部改正)

第2条 特別職の職員の旅費等に関する条例(昭和27年鳥取県条例第41号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改 正 後						改 正 前							
別表(第1条、第2条、第4条関係)						別表(第1条、第2条、第4条関係)							
区分	鉄道賃	船賃	日当(1日につき)	宿泊料(1夜につき)		食卓料(1夜につき)	区分	鉄道賃	船賃	日当(1日につき)	宿泊料(1夜につき)		食卓料(1夜につき)
				甲地方	乙地方						甲地方	乙地方	
略						略							
略						略							
病院事業の管理者						病院事業の管理者							
鳥取県人権侵害救済推進委員会の委員													
略						略							
附属機関(鳥取県人権侵害救済推進委員会を除く。)の委員そ						附属機関の委員その他の構成員							

<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%;">の他の構 成員</td> <td style="width: 50%;"></td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> </table> <p>備考 略</p>	の他の構 成員		略		<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%;"></td> <td style="width: 50%;"></td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> </table> <p>備考 略</p>			略	
の他の構 成員									
略									
略									

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

(鳥取県知事等及び職員の給与の特例に関する条例の一部改正)

2 鳥取県知事等及び職員の給与の特例に関する条例（平成17年鳥取県条例第44号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(委員会の委員等の報酬の額の特例)</p> <p>第5条 特例期間における特別職給与条例別表の左欄に掲げる者（議会の議員、知事等、常勤の監査委員、専門委員、附属機関（鳥取県人権侵害救済推進委員会及び鳥取県男女共同参画推進員を除く。）の委員その他の構成員、選挙長、選挙分会長及び選挙立会人並びに審査分会長及び審査分会立会人を除く。）の報酬の額は、特別職給与条例第4条第1項の規定にかかわらず、同表の右欄に定める額から当該額に100分の5を乗じて得た額を減じた額とする。</p>	<p>(委員会の委員等の報酬の額の特例)</p> <p>第5条 特例期間における特別職給与条例別表の左欄に掲げる者（議会の議員、知事等、常勤の監査委員、専門委員、附属機関（鳥取県男女共同参画推進員を除く。）の委員その他の構成員、選挙長、選挙分会長及び選挙立会人並びに審査分会長及び審査分会立会人を除く。）の報酬の額は、特別職給与条例第4条第1項の規定にかかわらず、同表の右欄に定める額から当該額に100分の5を乗じて得た額を減じた額とする。</p>

鳥取県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成17年12月26日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県条例第98号

鳥取県税条例の一部を改正する条例

鳥取県税条例（平成13年鳥取県条例第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(産業廃棄物処分場税の適用期間)</p> <p>第232条 産業廃棄物処分場税は、<u>平成20年3月31日</u>までに行われる産業廃棄物の最終処分場への搬入について適用する。</p>	<p>(産業廃棄物処分場税の適用期間)</p> <p>第232条 産業廃棄物処分場税は、<u>平成18年3月31日</u>までに行われる産業廃棄物の最終処分場への搬入について適用する。</p>

附 則

(施行期日)

1 この条例は、規則で定める日から施行する。

(経過措置の規則への委任)

2 この条例の施行に関し必要な経過措置は、規則で定める。

鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成17年12月26日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県条例第99号

鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

第1条 鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成11年鳥取県条例第35号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中別表の細目の表示に下線が引かれた別表の細目（以下この条において「移動別表細目」という。）に対応する次の表の改正後の欄中別表の細目の表示に下線が引かれた別表の細目（以下この条において「移動後別表細目」という。）が存在する場合には、当該移動別表細目を当該移動後別表細目とし、移動後別表細目に対応する移動別表細目が存在しない場合には、当該移動後別表細目（以下この条において「追加別表細目」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（別表の細目の表示を除く。）を次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（別表の細目の表示及び追加別表細目を除く。）に改める。

改 正 後		改 正 前	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
事 務	市町村等	事 務	市町村等
1～7 略		1～7 略	
8 介護保険法（平成9年法律第123号）に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1) 第41条第1項本文の規定による指定居宅サービス事業者の指定 (2) 略 (3) <u>介護保険法等の一部を改正する法律（平成17年法律第77号）第3条の規定による改正後の介護保険法（(12)において「新介護保険法」という。）第53条第1項本文の規定による指定介護</u>	南部箕蚊屋 広域連合	8 介護保険法（平成9年法律第123号）に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1) 第41条第1項の規定による指定居宅サービス事業者の指定 (2) 略	南部箕蚊屋 広域連合

<p style="text-align: center;"><u>予防サービス事業者の指定</u></p> <p>(4) 略</p> <p>(5) 略</p> <p>(6) 略</p> <p>(7) 略</p> <p>(8) 略</p> <p>(9) 略</p> <p>(10) 略</p> <p>(11) 略</p> <p>(12) <u>新介護保険法第115条の9</u> <u>の規定による公示</u></p>	<p>(3) 略</p> <p>(4) 略</p> <p>(5) 略</p> <p>(6) 略</p> <p>(7) 略</p> <p>(8) 略</p> <p>(9) 略</p> <p>(10) 略</p>
8の2～48 略	8の2～48 略

第2条 鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中別表の細目の表示に下線が引かれた別表の細目（以下この条において「移動別表細目」という。）に対応する次の表の改正後の欄中別表の細目の表示に下線が引かれた別表の細目（以下この条において「移動後別表細目」という。）が存在する場合には、当該移動別表細目を当該移動後別表細目とし、移動後別表細目に対応する移動別表細目が存在しない場合には、当該移動後別表細目（以下この条において「追加別表細目」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（別表の細目の表示を除く。以下この条において「改正部分」という。）に対応する次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（別表の細目の表示及び追加別表細目を除く。以下この条において「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後		改 正 前	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
事 務	市町村等	事 務	市町村等
1～7 略		1～7 略	
8 <u>介護保険法（平成9年法律第123号）に基づく事務のうち、次に掲げるもの</u>	南部箕蚊屋 広域連合	8 <u>介護保険法（平成9年法律第123号）に基づく事務のうち、次に掲げるもの</u>	南部箕蚊屋 広域連合
(1)及び(2) 略		(1)及び(2) 略	
(3) <u>第53条第1項本文の規定による指定介護予防サービス事業者の指定</u>		(3) <u>介護保険法等の一部を改正する法律（平成17年法律第77号）第3条の規定による改正後の介護保険法（(12)において「新介護保険法」という。）第53条第1項本文の規定による指定介護予防サービス事業者の指定</u>	
(4) <u>第70条の2第1項（第115条の10前段において準用する場</u>			

合を含む。)の規定による指定
の更新

(5) 略

(6) 第76条第1項の規定による
指定居宅サービス事業者等に対
する報告等の命令及び立入検査

(7) 第76条の2第1項の規定に
よる指定居宅サービス事業者に
対する勧告

(8) 第76条の2第2項の規定に
よる公表

(9) 第76条の2第3項の規定に
よる指定居宅サービス事業者に
対する命令

(10) 第76条の2第4項の規定に
よる公示

(11) 第76条の2第5項の規定に
よる通知の受理

(12) 第77条第1項の規定による
指定居宅サービス事業者の指定
の取消し及び効力の停止

(13) 略

(14) 第79条の2第1項の規定に
よる指定の更新

(15) 略

(16) 第83条第1項の規定による
指定居宅介護支援事業者等に対
する報告等の命令及び立入検査

(17) 第83条の2第1項の規定に
よる指定居宅介護支援事業者に
対する勧告

(18) 第83条の2第2項の規定に
よる公表

(19) 第83条の2第3項の規定に
よる指定居宅介護支援事業者に
対する命令

(20) 第83条の2第4項の規定に
よる公示

(21) 第83条の2第5項の規定に
よる通知の受理

(22) 第84条第1項の規定による
指定居宅介護支援事業者の指定
の取消し及び効力の停止

(4) 略

(5) 第76条第1項の規定による
指定居宅サービス事業者に対す
る報告等の命令及び検査

(6) 第77条第1項の規定による
指定居宅サービス事業者の指定
の取消し

(7) 略

(8) 略

(9) 第83条第1項の規定による
指定居宅介護支援事業者に対す
る報告等の命令及び検査

(10) 第84条第1項の規定による
指定居宅介護支援事業者の指定
の取消し

(23) 略

(24) 第115条の5の規定による
指定介護予防サービス事業者の
事業所の名称等の変更及び事業
の廃止等の届出の受理

(25) 第115条の6第1項の規定
による指定介護予防サービス事
業者等に対する報告等の命令及
び立入検査

(26) 第115条の7第1項の規定
による指定介護予防サービス事
業者に対する勧告

(27) 第115条の7第2項の規定
による公表

(28) 第115条の7第3項の規定
による指定介護予防サービス事
業者に対する命令

(29) 第115条の7第4項の規定
による公示

(30) 第115条の7第5項の規定
による通知の受理

(31) 第115条の8第1項の規定
による指定介護予防サービス事
業者の指定の取消し及び効力の
停止

(32) 第115条の9の規定による
公示

8の2～48 略

(11) 略

(12) 新介護保険法第115条の9
の規定による公示

8の2～48 略

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成18年4月1日から施行する。

